

# 貸渡契約条件

必ずお読み下さい

## ◇レンタカーの任意保険について◇

万一、事故を起こされた場合は保険会社の約款に順じ、下記の補償限度額の範囲で補償致します。但し、弊社貸渡契約に違反する場合における事故及び、損害保険会社の約款上免責事故に該当するものや、警察の事故証明の取得できないものは補償の範囲外となり、お客様の自己負担となります。  
(お客様自己負担となる一例は下記を参照ください)

当社の車輛には「シートベルト着用」を条件とし下記の保険補償がついています。

対人	一名あたり無制限
対物	一事故あたり無制限(免責15万円)
車両	一事故あたり時価(免責20万円)
人身傷害	一名あたり3,000万円まで

- ★尚、免責金については、弊社規定の免責補償制度をご利用下されば免責金は不要です。但し2tロングアルミバンの箱の部分については、保険対象外のため事故免責20万円です。
- ★100%の加害事故で対物保険を使う場合のみ3万円別途お支払下さい。

※但し、全損事故の場合は、新しい車輛購入の為の諸費用・納車までの営業補償その他実損費用を別途請求させていただきます。

## ◇お客様自己負担となる一例 (損害保険制度適応外のもの) (その他実損費用が必要なもの) ◇

- 警察への事故届けを怠った場合
  - 弊社への事故届けを怠った場合
  - 弊社に無断で示談をした場合
  - 海岸、河川敷または林間など車道以外を走行した場合  
(維持、管理された道路以外での事故)
  - 貸出中のインキー・パンク・バースト・バッテリー上がり・ガス欠など  
(その際のロードサービス費も同様)
  - チェーンの破損・ホイールキャップのキズ・紛失など
- ※ペットによる毛・汚物・生魚等積載による異臭はNOCとは別に実損費用を申し受けます。

## ◇免責補償制度が適応できない一例◇

(免責補償料をお支払い頂いていても 適応できません。)

- 運転中にシートベルトを着用していなかった場合
- 貸受人以外の又貸し行為
- 契約時間無断延長の場合
- 無免許・飲酒運転・悪質な運転と判断された場合
- スピードの出しすぎで事故を起こし、制限速度を超えたと実証された場合
- 追い越し禁止車線で黄色いセンターラインを越えて事故を起こした場合
- 信号無視で事故を起こした場合
- 一時停止を怠って事故を起こした場合
- 右折禁止、Uターン禁止などで事故を起こした場合